

面影一丁目町内会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館の管理運営
- (4) 防災、防火
- (5) 防犯、交通安全
- (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- (7) その他会の目的達成に必要なこと

(名称)

第2条 本会は、面影一丁目町内会と称する。

(組織)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため住民参加型の組織体制とする。

2 組織体制は細則で定める。

(区域)

第4条 本会の区域は、鳥取市面影一丁目1番、2番3、6、8号、3番から35番及び36番4号の区域とする。

(主たる事務所)

第5条 本会の主たる事務所は、面影一丁目公民館に置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、第4条で定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第7条 会員は、総会において細則で定める会費を納入しなければならない。

2 会費の徴収方法は、細則で定める。

(入会)

第8条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有さなくなった場合
 - (2) 本人より細則に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた時は、その資格を喪失する。

第3章 役員及び専門部員

(役員の種類別)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 (内最低1名は女性とする) |
| (3) 公民館管理者 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 地区長 | 6名 |
| (7) 班長 | 17名 |
| (8) 幹事 | 7名 |

2 幹事は、専門部長、明朗会会長及び子ども会会長が当たる。

(役員を選任)

第 11 条 会長、副会長、公民館管理者、会計（以上執行部役員）及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(1) 選任方法は、細則で定める。

(2) 公民館管理者及び監事は、他の役員を兼ねることはできない。

2 地区長は各地区の班長から選び、会長が委嘱する。

3 班長は、班の互選により選出し、会長が委嘱する。但し、高齢その他健康上の理由により業務遂行が困難と認められる場合、本人の申し出により班内の同意を得て、その任を免除することができる。

4 役員及び専門部員は、兼務をしないこととする。

ただし、地区長及び面影地区自治会役員はこの限りではない。

(専門部員等の選任)

第 12 条 専門部員、専門部長及び公民館専門員は、会長が委嘱する。

選任方法は、細則で定める。

2 明朗会及び子ども会については、夫々の会の定めにより選任する。

(役員及び専門部員等の職務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 公民館管理者は、公民館の管理運営に係る業務を行う。

4 会計は、本会の出納業務を行い、予算の執行状況を把握する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(5) 役員会に出席することはできるが、表決権はなし。

6 地区長は、地区ごとに班長を統括し、専門部の業務に協力すると共に「執行部役員及び監事推薦委員会」に参加すること。

7 班長は、班を統括し専門部の業務に協力すること。

また、町内会費の徴収及び市報その他広報物の配布、回覧を行うこと。

8 専門部長は、専門部を統括する。

9 専門部員等の職務は、細則で定める。

(役員及び専門部員等の任期)

第 14 条 会長、副会長、公民館管理者、会計及び監事は、1年とする。但し、1年を限度として再任を妨げない。

2 班長、専門部長、専門部員及び公民館専門員は1年とする。

3 明朗会会長及び子ども会会長の任期は、夫々の会の定めによる。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 顧問及び面影地区自治会役員

(顧問)

第 15 条 本会は顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の目的達成のため、会長の諮問に応じて役員会等に出席し、意見、助言を行う。

4 顧問の任期は、1年とする。

(面影地区自治会役員)

第 16 条 面影地区役員は、役員会で推薦し決定する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 17 条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 19 条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選出に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

(総会の開催)

第 20 条 定例総会は、毎年度決算終了後 1 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第 21 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 23 条 総会は、表決委任者及び書面表決者も含め総会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 24 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第 25 条 会員は、総会において各々 1 個の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 23 条及び第 24 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（表決委任者及び書面表決者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第6章 役員会、委員会

(役員会の構成)

第28条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第29条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第30条 役員会は会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員²の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から起算して30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第32条 役員会には、第23条、第24条、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(委員会の設置)

第33条 本会の運営並びに事業を円滑に行うため、会長の諮問・委嘱により必要に応じて委員会を設置することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第36条 本会の資産で第34条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員（表決委任者及び書面表決者を含む）の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決をされていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鳥取市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第42条 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(褒章及び弔慰金)

第44条 褒章の贈呈については、細則で定める。

2 弔慰金については、細則で定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第45条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第46条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(連合組織)

第47条 本会は、広域的問題に対処するため、面影地区自治会、鳥取市自治連合会に参加し、連絡調整を行うものとする。

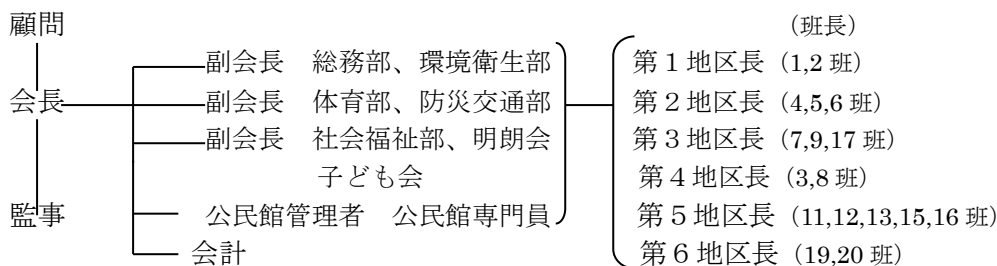
附則

- | | | |
|---|------------|------------------------|
| 1 | 平成20年1月1日 | 前規約の全面改正 |
| 2 | 平成24年7月1日 | 一部改正 |
| 3 | 平成26年1月12日 | 前規約の全面改正 平成28年1月1日より施行 |
| 4 | 平成28年1月10日 | 規約の一部改正 平成30年1月1日より施行 |
| 5 | 平成31年1月13日 | 規約の一部改正 |

面影一丁目町内会細則

第1号 組織体制

規約第3条2の組織体制は次の通りとする。



- (1) 本会の運営を円滑におこなうため、町内を6地区17班に区分し、地区毎に地区長を置く。
- (2) 班の編成は班内会員の協議を経て、役員会の決議及び総会の承認を受けるものとする。
- (3) 活動の中心となる専門部を設け、5部2会とする。
- (4) 公民館の適切な管理運営のため別途公民館管理運営規程を策定し公民館管理者及び公民館専門員1名を配置する。
- (5) 5部の部員及び公民館専門員は各班から選出された者及び事業を円滑に推進するために専門の経験者を加えて構成する。

第2号 会費及び会費の徴収方法

規約第7条の会費は次の通りとする。

会費は、会員の属する世帯を単位として徴収し、月額750円(年会費9,000円)とする。

但し、月の中途異動(転出入)に伴う取り扱いは次の通りとする。

	15日まで	16日以降
転入の場合	当月分を納入	当月分は不要 翌月分より納入
転出の場合	当月分は不要	当月分を納入

※ 前納されている場合は、精算還付する。

なお、必要な場合には、総会の決議を経て臨時の会費を徴収することができる。

2 会費の減免

規約第7条2の会費の減免は、次の通りとする。

- (1) 生活保護世帯、準要保護世帯(市民税非課税者)で、減免願いを提出し会長が認めた者については減免する。
- (2) 減免の基準は次の通りとする。
 - 生活保護世帯⇒半額減免
 - 準要保護世帯⇒1/3額減免

第3号 入会申込書及び退会届

第8条の入会申込書及び第9条の退会届は、それぞれ別紙1及び別紙2の通りとする。

第4号 役員を選任方法

規約第11条1の役員を選任方法は、次の通りとする。

- (1) 当該年度の執行部役員と地区長が「執行部役員及び監事推薦委員会」を設ける。
- (2) 上記委員会は、次に掲げる役員候補者(①、②)の中から会長、副会長、公民館管理者、会計及び監事を選出し、総会に推薦する。

①町内6地区から2名ずつ選出された計12名

但し、満年齢80歳以上の者、身体不調その他の理由で任に堪えられないと認められた者は、地区選出段階で本人の申し出により選出対象外とすることができる。

②顧問を含む執行部が選出した若干名

第5号 専門部員、専門部長及び公民館専門員の選任方法

規約第12条の専門部員、専門部長及び公民館専門員の選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 各班は、専門部員及び公民館専門員として1名選出する。
- (2) 会長は、事業を円滑に推進するために「専門の経験者」を専門部員として若干名推薦する。
- (3) 上記(1)(2)の被選出者は、互選により各専門部の担当と、各専門部長及び公民館専門員を決定し会長が委嘱する。

第6号 専門部員等の職務

規約第13条9の専門部員の職務は次の通りとする。

- (1) 総務部 会議、広報活動、町内会事業及び他の部に属さない事項
- (2) 環境衛生部 住環境の整備及び衛生に関する事項
- (3) 体育部 面影地区体育会の参加及び体育に関する事項
- (4) 防災交通部 消火栓・街路灯の管理、防災知識の普及及び交通安全活動に関する事項
- (5) 社会福祉部 ボランティア活動、身障者・独居老人に関する事項
- (6) 明 朗 会 高齢者の親睦と健康推進及び町内会活動への参加
- (7) 子ども会 子どもの健全な育成を図るための諸活動
- (8) 公民館専門員 公民館の管理運営に係る業務

第7号 褒章規定

規約第44条の褒章の贈呈は、次の該当者に感謝状、記念品を贈ることができる。

- (1) 町内住民であって、町内外を問わずその活動に功労があると認められた者。
- 2 上記の該当者は、正副会長及び幹事の推薦により役員会において決定する。

第8号 弔慰金規定

規約44条2の弔慰金については、会員が死亡したとき、1万円を弔慰金として送ることとする。
但し、弔慰金については、全て返礼の要なきものとする。

附則

- 1 平成20年1月1日 前細則の全面改正
- 2 平成24年7月1日 一部改正
- 3 平成26年1月12日 前細則の全面改正 平成28年1月1日より施行
- 4 平成28年1月10日 一部改正 平成30年1月1日より施行
- 5 平成31年1月13日 一部改正

面影一丁目町内会入会届書

提出日年月日 年 月 日

面影一丁目町内会長 様

貴会の趣旨に賛同し、面影一丁目町内会に入会いたします。

申請者氏名	
住所	鳥取市面影一丁目
班名	
電話番号	

同居の親族など

申請者との続柄	氏 名	
申請者本人		

町内会入会年月 平成 年 月 日より入会する。

○記載された個人情報の利用範囲は、自治会活動のみに限定します。

面影一丁目町内会退会届

届出年月日 平成 年 月 日

面影一丁目町内会長 様

このたび、下記事由により面影一丁目町内会を退会いたします。

届出者氏名		
住 所	鳥取市面影一丁目	
班 名	班	
退会者氏名		
退会年月日	平成 年 月 日	
事 由		

退会後の連絡先

住所 _____

電話番号 _____